

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成22年度）

I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

II 調査対象

47 都道府県、19 政令指定都市及び 1750 市区町村（平成 22 年 4 月 1 日現在）

（注）政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

III 調査基準日

原則として平成 22 年 4 月 1 日現在を調査基準日としている。調査項目の中には、各地方公共団体の事情によって調査時点が異なるものもある。詳細は各集計表を参照のこと。

IV その他

- ・ 本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。
- ・ 管理職のうち一般行政職の定義は、総務省「地方公務員団体定員管理調査」、「地方公務員給与の実態」の概念と一致させており、税務職、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等以外の職員を指す。

V 調査結果

1. 男女共同参画に関する計画の整備

全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している〔P9集計表1-1〕。

計画を策定している市区町村は63.3%（市区は94.7%、町村は36.3%）となっており（図1）、181市区町村（10.3%）において計画の策定を検討している〔P10集計表1-2〕。

都道府県における管内市区町村の計画策定は、依然として差がみられるものの、その差はやや縮小している（図2）。

図1 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移

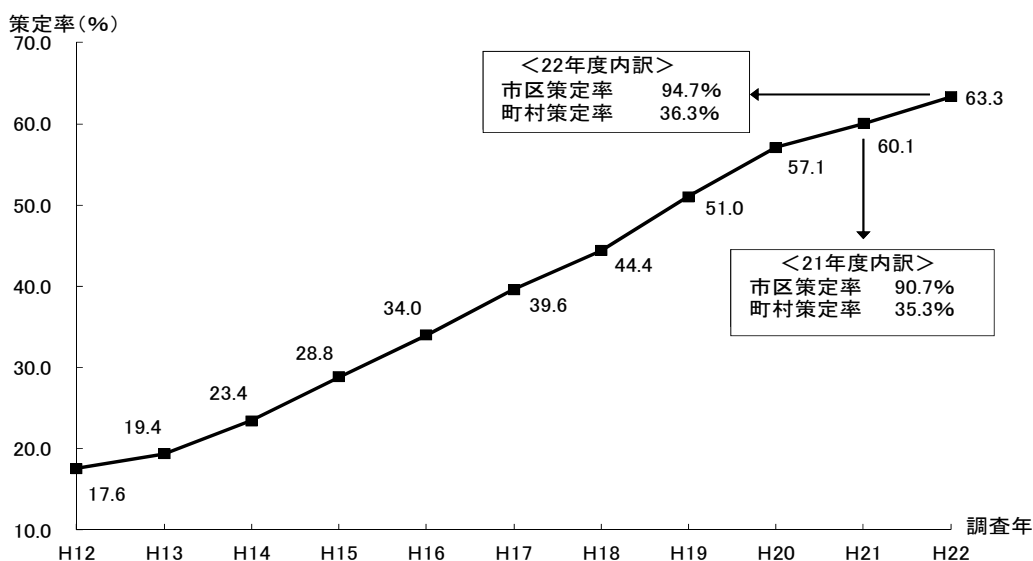
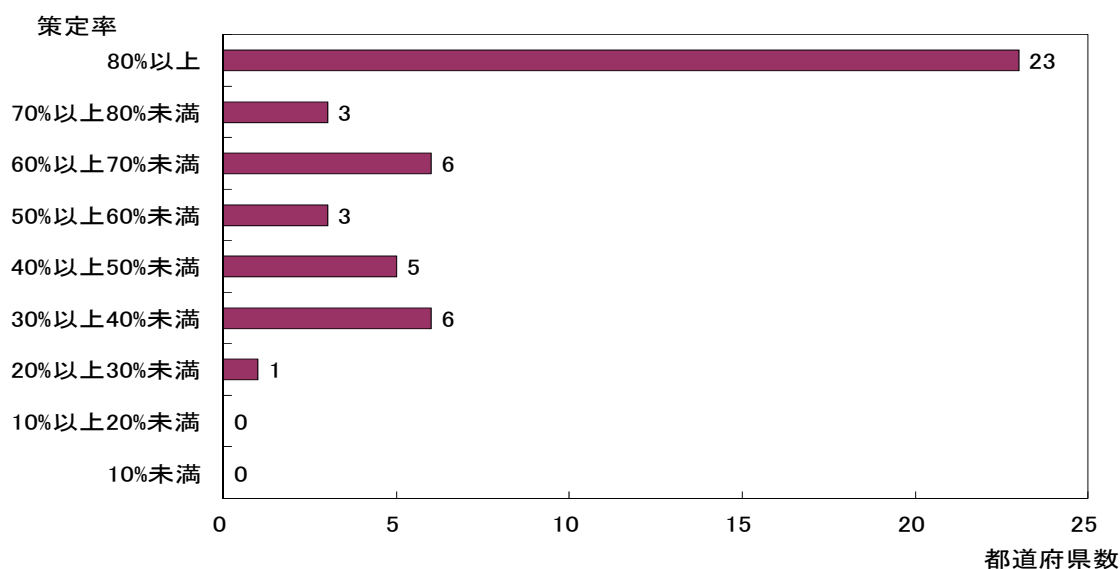


図2 都道府県における管内市区町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市区町村の計画策定率が80%以上の府県

富山県(100%)、大阪府(97.7%)、神奈川県(97.0%)、山口県(94.7%)、茨城県(93.2%)、秋田県(92.0%)、静岡県(91.4%)、石川県(89.5%)、鳥取県(89.5%)、福井県(88.2%)、埼玉県(85.9%)、島根県(85.7%)、兵庫県(85.4%)、山梨県(85.2%)、滋賀県(84.2%)、東京都(83.9%)、広島県(82.6%)、岩手県(82.4%)、岡山県(81.5%)、長崎県(81.0%)、京都府(80.8%)、愛知県(80.7%)、愛媛県(80.0%)

2. 男女共同参画に関する条例

平成21年度中に38市町村において男女共同参画に関する条例が施行された。また、平成22年4月1日時点で新たに26市町村において、条例が公布又は施行されている(図3)。

46都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定している〔P12集計表2-1〕。条例を制定している市区は45.1%、町村は10.0%となっている〔P13集計表2-2〕。市区の21.8%、町村の20.3%において、条例の検討を予定している(図4)。

図3 男女共同参画に関する条例制定状況

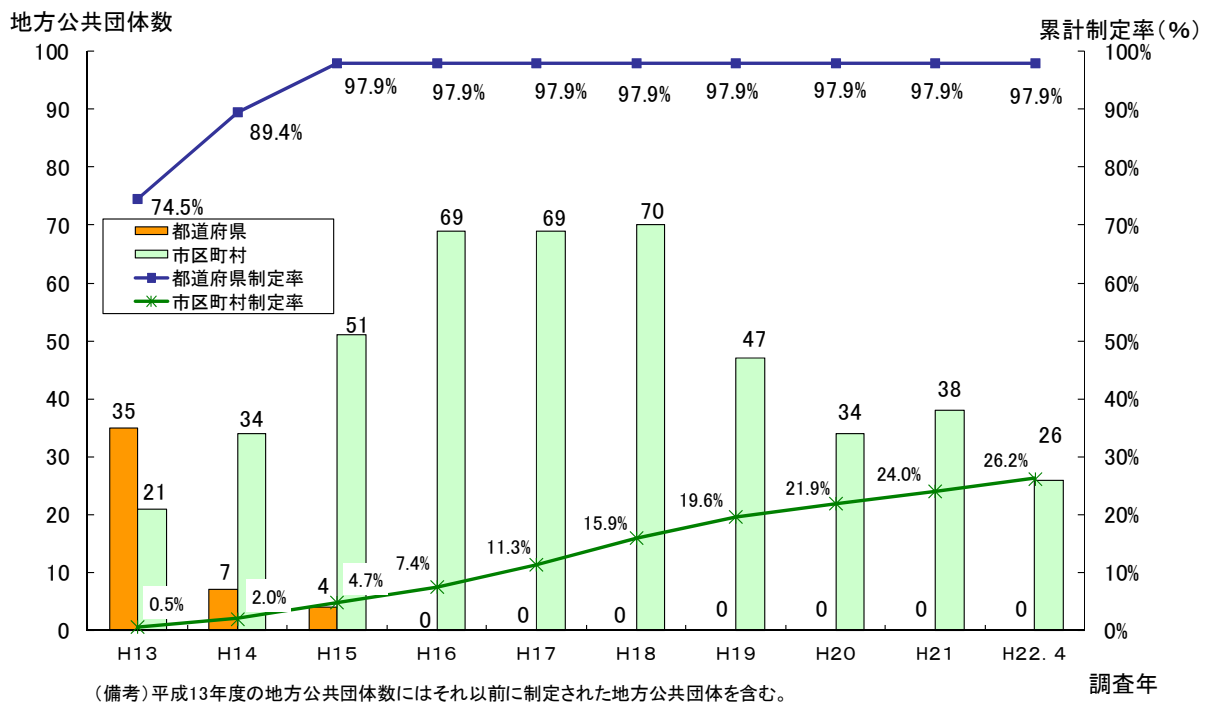
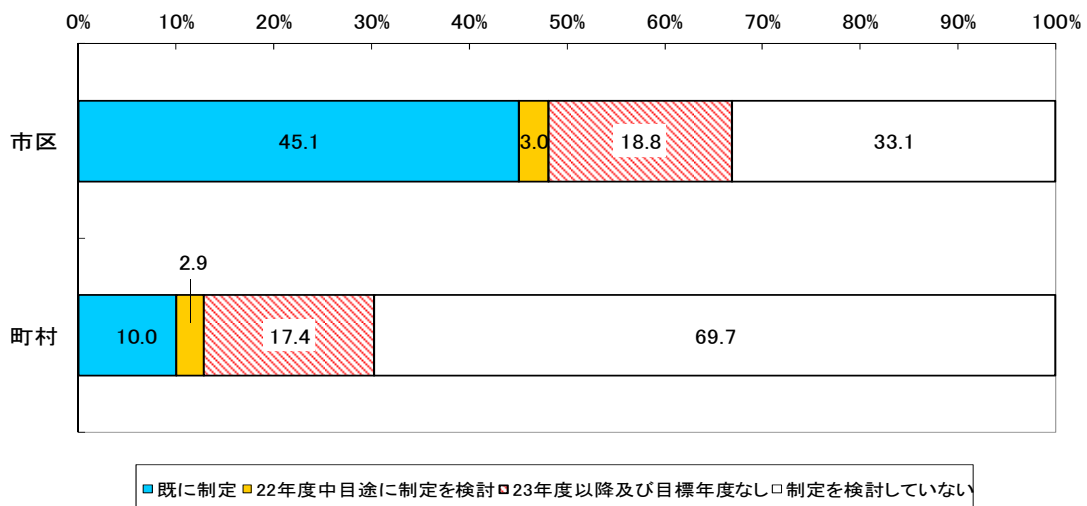


図4 条例制定の検討状況



3. 推進体制

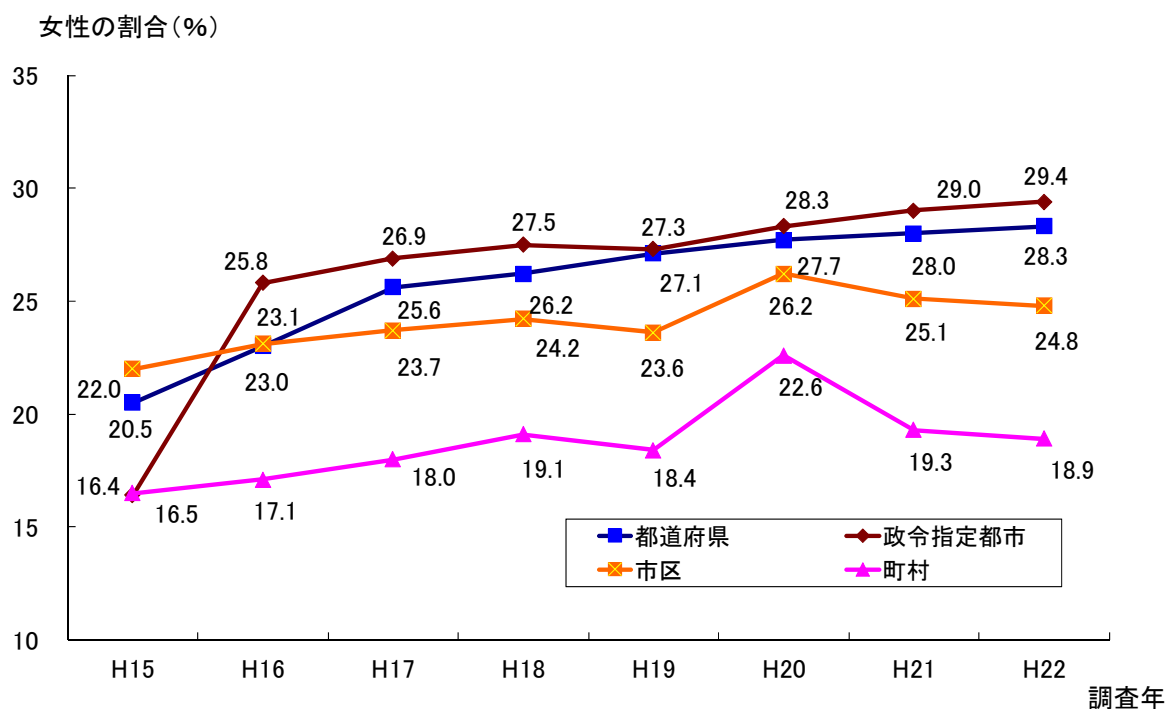
男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全都道府県・政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議については、32道府県が知事を、12道府県が副知事を長としており、9政令指定都市が市長を、8政令指定都市が副市長を長としている〔P14集計表3-1、P15集計表3-2〕。

行政連絡会議が設置されている市区町村の割合は48.3%、諮問機関・懇談会が設置されている市区町村の割合は49.9%となっている〔P16集計表3-3〕。

4. 審議会等委員への女性の登用

法律、政令及び条例により設置されている審議会等委員に占める女性の割合について、都道府県の審議会等は28.3%、政令指定都市の審議会等は29.4%、市区町村の審議会等は23.0%（うち、市区は24.8%、町村は18.9%）となっている（図5）。

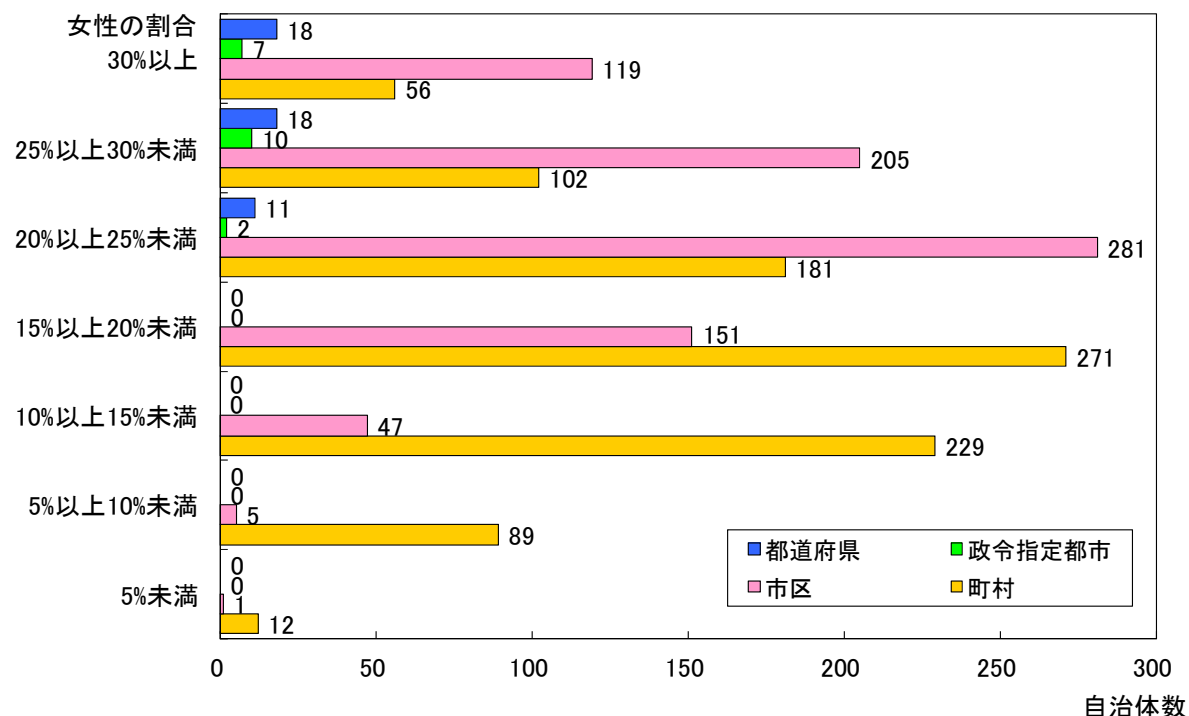
図5 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移



<参考> 国の審議会等委員に占める女性の割合（平成21年9月30日現在） 33.2%

また、市区町村の審議会等のうち、119 市区、56 町村の審議会等委員に占める女性の割合は 30% を超えている一方、13 市町村の審議会等に占める女性の割合は 0% 又は 5% 未満となっている (図 6)。

図 6 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合



<参考> 法律、政令又は条例に基づく審議会等委員に占める女性の割合が 33.3% を超えている 都道府県・政令指定都市
 徳島県 (43.8%)、鳥取県 (39.5%)、宮崎県 (35.3%)、岡山県 (34.3%)、鹿児島県 (33.3%)、堺市 (36.4%)、岡山市 (36.4%)、新潟市 (35.3%)、横浜市 (33.6%)、大阪市 (33.6%)

地方公共団体の審議会等委員の女性の登用については、全都道府県・政令指定都市において、目標値 (目標達成期限) を定めている。具体的な目標の内容は地方公共団体によって異なるが、半数以上が「平成 22 年度まで」を目標期間として 35% から 50% までの目標値を設定している。

また、登用目標の対象となる審議会等の範囲は、法律又は政令により設置されている審議会等としているところや法律により設置されている委員会、条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等を対象としているところなど、地方公共団体によって様々である。

なお、登用目標の対象となる審議会等における委員の女性比率は、都道府県で平均 33.9%、政令指定都市で 32.4% となっている [P17 集計表 4-1]。

女性の登用方策として、46 都道府県・14 政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、43 都道府県・全政令指定都市が委員の公募、36 府県・6 政令指定都市が人材育成事業を実施している [P31 集計表 4-6]。

5. 女性管理職の登用

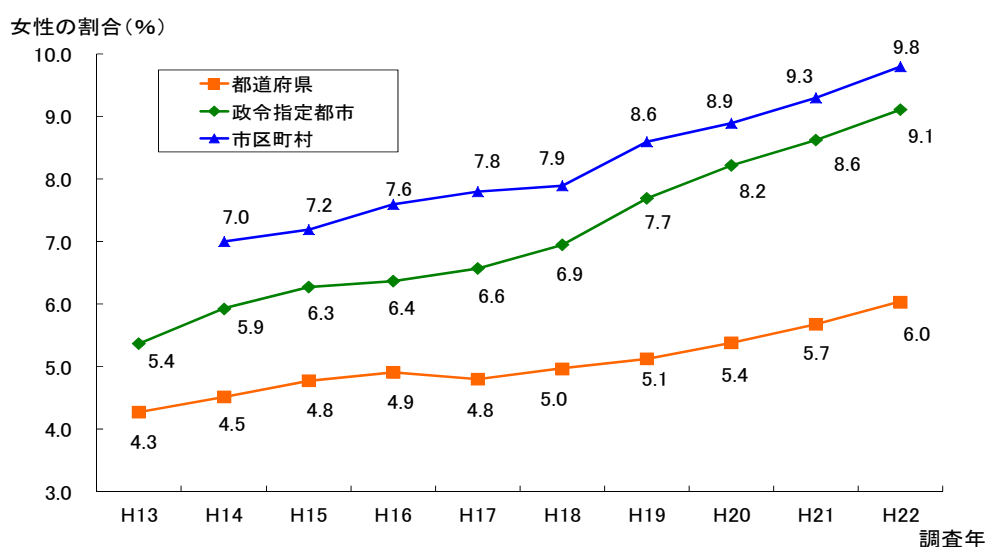
都道府県及び政令指定都市の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合について、都道府県は6.0%、政令指定都市は9.1%となっており緩やかに増加している（図7）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均4.9%に対して、支庁・地方事務所は平均9.2%とやや高くなっている〔P32集計表5-1〕。

女性の登用を促進するために管理職の登用目標を設定している都道府県・政令指定都市は24となっている〔P38集計表5-4〕。

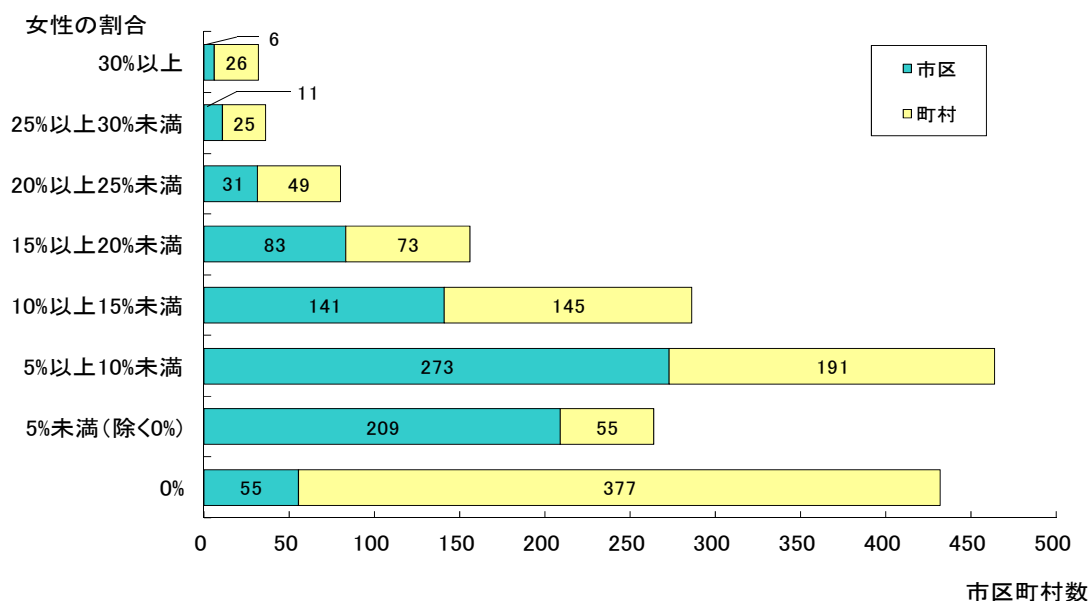
市区町村の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合は9.8%となっており、うち市区は9.8%、町村は9.6%となっている〔P36集計表5-3〕。

図7 管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合の推移



さらに、10%を超える地方公共団体は、2都県・4政令指定都市、272市区、318町村となっている。一方、女性管理職が1人もいない地方公共団体が432となっており、地方公共団体間に大きな格差がみられる（図8）。

図8 市区町村における管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性の割合



6. 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

29 都府県・17 政令指定都市では、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施している。

また、40 都府県・17 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を組み入れている。

さらに、40 都府県・17 政令指定都市において、国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修へ職員を派遣している〔P39 集計表 6〕。

7. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

45 都道府県・18 政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を行っている〔P40 集計表 7-1〕。

281 市区町村において、地域の男女共同参画推進の拠点となる施設を整備している〔P44 集計表 7-2〕。

8. 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

17 府県・7 政令指定都市において、男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金や財団を設立している。実施している事業については、男女共同参画・女性のための施設運営を行っているほか、広報啓発、交流促進事業等を直接行っている〔P45 集計表 8〕。

9. 平成 22 年度実施予定事業

平成 22 年度の事業として、全都道府県・政令指定都市において、委員会・懇話会等の開催を予定している。また、46 都道府県・全政令指定都市において広報啓発を、39 都道府県・16 政令指定都市において講座の開催を、38 都道府県・全政令指定都市において相談事業を予定している。このほか、情報収集・提供、苦情処理、交流促進、企業・NPO 法人との連携・働きかけ、国際交流・海外派遣事業、調査研究などの事業も予定している〔P46 集計表 9〕。

10. 平成 22 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関係する平成 22 年度予算は総額で約 105 億円となっており、平成 21 年度の約 108 億円から 2.7%減少している〔P48 集計表 10〕。

11. 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 地方公共団体と民間団体（女性団体等）の連携方法

全都道府県・17 政令指定都市において、民間団体との連携を図るために地方公共団体から情報を提供している。多くの都道府県・政令指定都市において、民間団体の組織化、共催事業の実施、事業委託や意見交換会などを開催している〔P49 集計表 11-1〕。

(2) 民間団体（女性団体等）のネットワーク活動

39 道府県・12 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織し、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施している〔P50 集計表 11-2〕。

(3) 市区町村との連携・助言等の状況

ほとんどの都道府県において、市区町村と関係情報の収集・提供を行い、担当者会議を開催している。多くの都道府県において、市町村職員研修会を開催、審議会等女性登用の働きかけ等を行っている〔P51 集計表 11-3〕。

12. 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

全都道府県・政令指定都市において、苦情の処理を行う体制を構築している。処理体制が置かれるのは、県庁内が最も多くなっている〔P54 集計表 13〕。

1.3. 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

133 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言している。このうち、98 市区町村において、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している [P56 集計表 14]。

(参考) 地方議会における女性議員

地方議会における女性議員の割合について、都道府県議会は 8.1%、市区議会は 12.9%、町村議会は 8.1%となっている (図 9)。

女性議員の割合別の議会数において最も多い区分をみると、都道府県議会について 5%以上 10%未満が 27 議会で、市区議会については 5%以上 10%未満が 192 議会で、町村議会については、0% (女性議員がない。) 371 議会で最も多くなっている (図 10)。

図 9 地方議会における女性議員の割合の推移

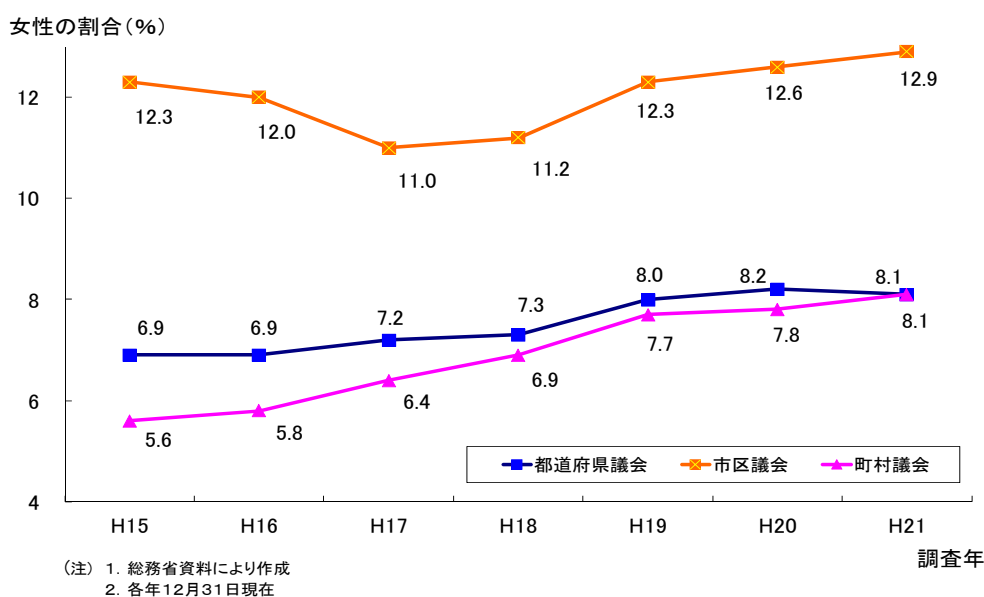


図 10 女性議員の割合別の議会数

